

2019年9月19日

小樽市長 迫 俊哉 様

銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤 言行

石狩湾 洋上風力発電事業計画 についての要請

コスモエコパワー株式会社は「(仮称) 北海道石狩湾沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」と記す)を公表し、小樽市に於いては8月29日から縦覧が開始されました。私たちは、この「配慮書」に述べられている事業計画に対して強い懸念を持っており、その立場から貴職に対して下記の要請をします。

事業者及び事業計画における問題点とそれに対する懸念

1. 「配慮書」によれば、設置される発電所は、単機出力8,000~12,000kwの風力発電機を最大125基建設し、総発電出力を100万kwと計画している。
このような巨大なウインドファームは石狩湾の景観を打ちこわし、海洋生物及び生態系に甚大な破壊的影響を及ぼすであろう。
このことは単なる予想ではなく、全国で起きている環境破壊の実態を見れば明かである。
2. 甚大な破壊的影響は単に海洋生物だけにとどまらない。
風車から発生する低周波音・超低周波音は人体に対して重大な健康被害をもたらす、その被害をこうむる住民は石狩市民を始め札幌市・北区、同手稲区・西区を中心とする札幌市民、小樽市民、余市町民など広範にわたる。
これも単なる予想ではなく、この「配慮書」よりも定格出力がずっと小さい風車による悲惨な健康被害の実態が全国から報告されていることで明らかである。
3. 事業者は「配慮書」の公開を、制限の多い不便なインターネット上で行い、紙媒体への転載などを事実上禁止している。
4. 「配慮書」以降の計画の推進については、「発電所の規模の絞り込み」は環境要素の影響を検討して「規模を絞り込む」ことをもって「複数案」の扱いとする。
5. 同様にこの事業は「風力発電事業の実施」を目的としているのだから「配慮書」段階では「ゼロオプションを設定しない」と明記している。

事業者のこのような態度・「配慮書」の内容に関わり、貴職に対して下記の要請をします

記

1. 事業者に対して、住民に対する説明会を開催させること
2. 事業者に対して「配慮書」等の図書を希望する市民・団体に対して配布させること

以上